

浜田市告示第 70 号

浜田市若者支援ファンド事業補助金特例要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市若者支援ファンド事業補助金特例要綱の一部を改正する告示

浜田市若者支援ファンド事業補助金特例要綱（令和 5 年浜田市告示第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「同条ただし書」を「同条第 1 号」に改め、「「40 万円」と」の次に「、同条第 2 号ア中「5 万円」とあるのは「10 万円」と、同号イ中「10 万円」とあるのは「20 万円」と、同号ウ中「30 万円」とあるのは「60 万円」と」を加える。

第 5 条中「第 4 項まで」の次に「及び第 6 項」を加え、「「3 万円」とあるのは「7 万円」と、「12 万円」とあるのは「28 万円」と」を「「4 万円」とあるのは「8 万円」と、「16 万円」とあるのは「32 万円」と」に、「「10 万円」とあるのは「24 万円」と」を「「14 万円」とあるのは「28 万円」と」に、「50 万円」を「40 万円」に改め、「「60 万円」と」の次に「、同表第 6 項中「18 万円」とあるのは「36 万円」と」を加える。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。